

3 Points

特殊詐欺に関わらないために

アルバイトを探す際はこんな言葉に要注意!
こんな言葉にだまされていない?



Points



怪しいアルバイトがあったら、まずは疑ってみてください。そして楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しないことを心に刻んでください。

Points



中には割りの良いアルバイトがあるかもしれませんが。しかし少しでも怪しいと思ったら色々とネットで調べてみる事です。

Points



友人や家族、先輩など周りの人に相談してみることをお勧めします。一人で決めない、悩まないが鉄則です。



大丈夫
相談しよう

Contact

特殊詐欺相談窓口

最寄り警察署/生活安全課生活安全相談係

警視庁総合相談センター
(相談内容に応じて相談窓口等をご案内します)
☎#9110 または ☎03-3501-0110

ヤング・テレホン・コーナー
☎03-3580-4970
※24時間365日相談対応

犯罪被害者ホットライン

☎03-3597-7830 ※8:30~17:15
(土日祝日および年末年始を除く)

危険が迫っているとき

緊急ダイヤル ☎110

警察以外の関係機関



犯罪お悩みなんでも相談

☎03-6907-0511 火・木・土曜日9:00~17:00
(祝日、年末年始を除く)

メール相談



東京都若者相談総合センター「若ナビα」

☎03-3267-0808 月~土曜日11:00~23:00
(受付は22:30まで、年末年始を除く)

LINE相談(相談はとLINE@東京)

月~土曜日11:00~23:00
(受付は22:30まで、年末年始を除く)

メール相談



24時間受付(3~7日以内に返信)初めの方には、
右記QRコードにアクセスして基本情報を登録をしてください。



ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」

☎0120-1-78302 月~土曜日15:00~21:00
(祝日、年末年始除く)

LINE相談(相談はとLINE@東京)

月~土曜日15:00~21:00 <メール相談>
(祝日、年末年始除く) 24時間受付



日本司法支援センター

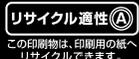
法テラス・サポートダイヤル
☎0570-078374 (おなやみなし)
(IP電話は03-6745-5600)

※平日9:00~21:00/土9:00~17:00(祝日年末年始除く)

発行元

東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部 治安対策課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
☎03-5388-2255 令和6年2月発行登録番号(5)126



そのアルバイト

別紙
特殊詐欺加害防止
リーフレット

関わっては ダメです

こんな言葉にだまされていない?

これは犯罪です
わかりますよね?



とっても簡単

リスク無し

特殊詐欺アナリスト

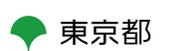
ことわる
断流ユウキ

少し考えれば防げる犯罪があります

特殊詐欺加害防止 特設サイト

<https://www.kagaiboushi.metro.tokyo.lg.jp>

AIチャットボットによる相談機能もあります



お教えしましょー



About Yami-Baito

闇バイトとは？

特殊詐欺アナリスト

塚間リーマス教授

(Ukeko)
受け子

特殊詐欺の手先として、被害者から現金やキャッシュカードを受け取る役のこと

(Hakobiya)
運び屋

特殊詐欺の手先として、目的も相手もわからないのにコインロッカーから、封筒に入った現金などを運ぶ役のこと

(Dashiko)
出し子

特殊詐欺の手先として、ATMで他人の口座から現金を引き出す役のこと。簡単なアルバイトほど詐欺の可能性あり

(Kakeko)
架け子

特殊詐欺の手先として、被害者に電話を掛ける役のこと。「鞆なくした。」「女性を妊娠させた。」「会社の金を横領した。」など嘘の電話でお金を要求

(Douguya)
道具屋

特殊詐欺の手先として、他人名義の携帯電話や銀行口座を手配する役のこと

Points

一度「闇バイト」に応募してしまうと、途中で辞めたいと言っても、応募の際に送った身分証明証から「家族に危害を加える」などと脅され逮捕されるまで辞められなくなります。



Points

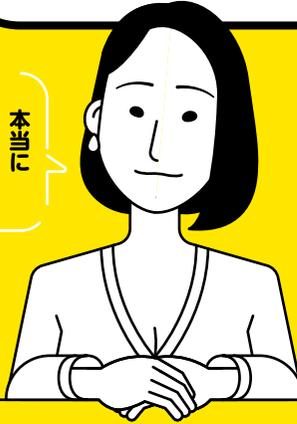
「闇バイト」はインターネットやSNSで募集されています。犯罪と分らず応募してしまうと特殊詐欺に加担し、犯罪者となってしまいます。特殊詐欺のグループは常に「受け子」や「出し子」を必要としています。



Case Study

特殊詐欺に加担すると？

本当にわかってる？



特殊詐欺アナリスト

かわ

花川 ルナ

「悪いこととは、知らなかった。」
「割のいいバイトだと思った。」
では許されませんよ！

(Case 1)
受け子 / 出し子

「受け子」や「出し子」として、「お金をもってくる」「お金を引き出す」という行為をすれば、刑法上、詐欺罪に当たるおそれがあります。



詐欺罪

10年以下の懲役

(Case 2)

銀行口座の売買 / 受け取り

自分名義の銀行口座を他人に渡したり、他人名義の口座を受け取ると「犯罪収益移転防止法違反」という犯罪に当たるおそれがあります。



犯罪収益移転防止法違反

1年以下の懲役
100万円以下の罰金

(Case 3)

携帯電話の売買 / 受け取り

自分名義の携帯電話を渡したり、他人の携帯電話を受け取った場合、「携帯電話不正利用防止法違反」という犯罪に当たるおそれがあり、このほか、詐欺罪に問われることもあります。



携帯電話不正利用防止法違反

2年以下の懲役
300万円以下の罰金

(Case 4)

荷受け代行

自宅に届いた荷物を転送するだけで報酬がもらえるアルバイト。その荷物は、勝手に契約された携帯電話だった。アルバイト応募時に要求された免許証画像が悪用され、多額の利用料金を請求される結果に。



罰則を受ける可能性もあります

怪しいバイトには手を出さない

Let's Think!

Q & A

頭でっかーい、おもしろい



特殊詐欺アナリスト

ふかく しろう

深久"モット"四郎

怪しいと思ったら一人で悩まず、相談しよう！

Q 友人に「封筒を受け取るだけの簡単な仕事で日給5万円」と誘いを受けました。これは特殊詐欺ですか？



A 少く考えればそんなアルバイト、普通じゃないことわかりますよね？おそらく、本社の住所や社員情報は非公開なのは？まず金額と対価が不釣り合いなら疑うべきです。そもそも、私なら動めてきた友達と距離をおきます。

Q SNSで見つけたすこし怪しいアルバイトなのですが、詳細欄に「絶対に捕まらない」と書いてあったのですが、このアルバイト大丈夫ですか？



A 少しでも怪しいと、ご自身で感じているなら関わらないことです。もしそのアルバイトに関わってしまった場合、必ず捕まります。逮捕される危険があるアルバイトは、仕事ではなく、犯罪です。

Q XのDMでスーツ支給の簡単なアルバイトがあるとメッセージをもらいました。とても高給でいいバイトだと思ってるんですが、やるべきでしょうか？



A そもそも、正規のアルバイトはXなどで募集をかけることはありませんし、スーツ支給なんて、どう考えてもおかしいです。表に出ている情報だけに惑わされず、もっとよく考えて行動してみましょう。

Q 私名義の口座を作って売れば3万円という書き込みをSNSで見つけました。今は無職でお金が必要なので、迷っています。



A どんにお金に困っていても、口座を売ることはやめましょう。「犯罪収益移転防止法違反」という犯罪に当たるおそれがあります。目先のお金ではなく、その先の被害をうける人のことを考えてみましょう。

皆さまの勇気と行動が 犯人の検挙とさらなる被害の防止に つながります！

ひとりで悩まず、早めに相談しましょう

家族や友だちなど、身の回りの人が悩んでいたら、話を聞いたり、相談窓口を紹介してあげましょう。

110番通報

- ・何があったか、いつ起きたか、場所はどこか
 - ・被害や被害者の様子
 - ・犯人の外見、服装などの特徴
- などを落ち着いて、ひとつひとつお伝えください。



▶ その他の連絡先

各都道府県警察の相談窓口

各都道府県警察では、365日24時間、被害の相談を受け付けています。各都道府県警察の具体的な痴漢対策については、警察庁HPをご覧ください。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/bouhan/chikan/chikantaisaku.html>



性犯罪被害相談電話「#8103」(ハートさん)

「#8103」に連絡すれば、発信した地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。



(警察以外の連絡先)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「#8891」

性犯罪・性暴力の被害に遭った方に、医療的支援、相談・カウンセリングなどの心理的支援、警察への同行支援などを行っている相談窓口です。



痴漢・盗撮を許さない！ あなたの行動で 救われる人がいます

すぐに
110番
通報を！

みんな
あなたの
味方です！



警察庁

痴漢・盗撮の被害に遭われた方、被害を目撃された方へ

**痴漢・盗撮は、重大な犯罪です！
被害者は全く悪くありません**



【被害に遭われた方へ】



周りの人に助けを求めてください

お尻などの身体を触られた、下着等の写真を撮られたなどの被害に遭った際はあなたの安全を確保するため、声を上げる、防犯アプリを活用するなどの方法で、周りの人に助けを求めてください。



警察に110番通報、または相談してください

安全を確保することができたら、すぐに110番通報してください。また、被害に遭ってから時間が経っていてもかまいませんので、いつでも警察に相談してください。どんな小さなことでもかまいません。

【被害を目撃された方へ】

被害者に声をかけてください

被害を目撃したら、見て見ぬふりをせず、「大丈夫ですか？」「警察を呼びましょう」などと、声をかけてあげてください。

駅員、警察官などに知らせてください

駅員や周りの人に声をかけて協力を求めたり、警察に110番通報をしたりしてください。



被害の届出を受けた警察の対応について

あなたの協力がさらなる被害防止につながります！

警察では、被害に遭われた方の心の負担の軽減に配慮し、犯人検挙のための捜査を行います。
決して泣き寝入りせずに、警察を頼ってください。

※なお、以下に記載する流れは一例であり、具体的な流れは事案によって異なります。



警察官による現場の確認

警察官が被害が発生した現場に出向いて状況を確認し、写真撮影などを行います。被害者のプライバシーの保護などには十分に配慮します。



あなたのプライバシーを守りながら被害状況を調べます

衣服など証拠品の確認

被害に遭った時に着ていた衣服や持ち物には、検挙につながる証拠が見つかることがあるため、お借りする場合があります。



犯人を見つけるために衣服なども調べます

警察署での事情聴取

可能な限り、被害に遭われた方の希望に応じた性別の警察官がお話をお聞きます。



あなたが安心して話せる警察官が対応します

被害状況の再現見分の実施

被害者の方に立ち会っていただきながら、被害当時の状況を再現して捜査を行うことがあります。

つらいと思ったら、すぐに言ってください。

つらいときはすぐに警察官にご相談ください